

<資料目録>
<民事訴訟費用法の改正（敗訴者負担）>
(平16・2・5)

- 1 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案**
 - ① 改め文・理由**
 - ② 新旧**
- 2 説明資料**
 - ① 第28条の3各項の適用関係**
 - ② 民事訴訟法と民訴費用法との関係**
 - ③ 別表第三の費用額の定め方**
 - ④ 敗訴者負担額の試算**
- 3 用例メモ**

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則（第二十九条・第三十条）」を「第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用（第二十八
第五章 雜則（第二十九条・第三十条）

条の三）

に改める。

」

第四条第一項中「価額」の下に「及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎と
されている訴訟の目的の価額」を加える。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用

第二十八条の三 訴訟代理人（弁護士、司法書士又は弁理士である者に限り、第二条第十号に規定する弁護
士である者を除く。以下この条において同じ。）を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは
、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者

が負担すべき訴訟費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、その選任している訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて、別表第三の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について同項の申立てがあつた場合におけるその反訴についてその申立てをした当事者が負担すべき同項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その反訴についてされた同項の申立てにつき同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴についてされた同項の申立てにつき同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超える額とし、超えないときはないものとする。

3 第一項の申立てをした当事者の一方又は双方が数人ある場合には、第四条第一項の規定にかかわらず、別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、その申立てをした各当事者ごとに各別に算定し、その申立てをした当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、当該各当事者につき、その各別に算定した訴訟の目的の価額に応じて、同項の定めるところにより算出して得た額とする。

- 4 前項に規定する場合において、第一項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、前項の規定にかかわらず、その申立てをした当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、当該各当事者につき、同項及び前項の定めるところにより算出して得た額を当該各当事者の相手方当事者の全員の数で除して得た額とする。
- 5 第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。
- 6 当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 7 訴訟代理人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。
- 8 第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた場合における同項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴

訴の目的の価額に応じて算出して得た額とし、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがないときは、その変更前の訴訟の目的の価額に応じて算出して得た額とする。

9 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後において訴訟代理人を選任している当事者の間でされたものを除き、無効とする。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条、第二十八条の三関係）

上欄	下欄
訴訟の目的の価額が百万円までの部分	その価額十万円までごとに 一万円
訴訟の目的の価額が百万円を超える五百万円までの部分	その価額二十万円までごとに 五千円
訴訟の目的の価額が五百万円を超える千万円までの部分	その価額五十万円までごとに 一万円
訴訟の目的の価額が千万円を超える十億円までの部分	その価額百万円までごとに 三千円

（施行期日）

1 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件の訴訟費用の範囲については、なお従前の例による。

理 由

弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用について、当事者が簡易な手続による償還の方法を選択することを可能にするため、当事者の双方共同の申立てがある場合にその報酬に係る費用を敗訴者の負担とする制度の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第三章 (略)	第一章～第三章 (同上)
第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用 (第二十八条の二)	第四章 雜則 (二十九条・第三十条)
第五章 雜則 (二十九条・第三十条)	
附則	附則
(訴訟の目的の価額等)	(訴訟の目的の価額等)
第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。	第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。
257 (略)	257 (同上)
第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用	
(新設)	
第二十八条の三 訴訟代理人 (弁護士、司法書士又は弁理士である者)	
(新設)	

に限り、第二条第十号に規定する弁護士である者を除く。以下この条において同じ。) を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者が負担すべき訴訟費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、その選任している訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて、別表第三の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。

2) 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について同項の申立てがあつた場合におけるその反訴についてその申立てをした当事者が負担すべき同項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その反訴についてされた同項の申立てにつき同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴についてされた同項の申立てにつき同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超える額とし、超えないときはないものとする。

3) 第一項の申立てをした当事者の一方又は双方が数人ある場合には、第四条第一項の規定にかかわらず、別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、その申立てをした各当事者ごとに各別に算定し、その申立てを

した当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、当該各当事者につき、その各別に算定した訴訟の目的の価額に応じて、同項の定めるところにより算出して得た額とする。

4|

前項に規定する場合において、第一項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、前項の規定にかかわらず、その申立てをした当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、当該各当事者につき、同項及び前項の定めるところにより算出して得た額を当該各当事者の相手方当事者の全員の数で除して得た額とする。

5|

第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

6|

当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げる事ができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

7|

訴訟代理人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

8|

第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた

場合における同項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴訟の目的の価額に応じて算出して得た額とし、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがないときは、その変更前の訴訟の目的の価額に応じて算出して得た額とする。

9 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後ににおいて訴訟代理人を選任している当事者の間でされたものを除き、無効とする。

第五章 雜則

第二十九条、第三十条 (略)

第四章 雜則

第二十九条、第三十条 (同上)

別表第一、第二 (略)

別表第一、第二 (同上)

別表第三 (第四条、第二十八条の三関係)

(新設)

上欄	下欄
訴訟の目的の価額が百万円までの部分	その価額十万円までごとに
訴訟の目的の価額が百万円を超える部分	一万円
訴訟の目的の価額が五百万円を超える部分	五千円
訴訟の目的の価額が五百万円を超える部分	その価額二十万円までごとに
訴訟の目的の価額が五百万円を超える部分	一万円
訴訟の目的の価額が五百万円を超える部分	その価額五十万円までごとに
訴訟の目的の価額が五百万円を超える部分	三千円

第28条の3各項の適用関係について

1 民訴費用法（以下「費用法」という。）第28条の3第1項は、共同の申立てをした当事者の訴訟代理人の報酬に係る費用の負担すべき額は、その申立てをした各当事者について、訴訟物の目的の価額に応じて定めた額とする原則を定めたものである。これにより、すべての当事者間の関係で共同申立てをした二者間の関係に解消され、簡明な処理が可能となる。

当事者的一方又は双方が複数の場合には、訴訟物の目的の価額に応じた算定の方法は第3項・第4項の規律を見ないと明らかではないが、当事者の双方が1名の場合は、この原則によって訴訟代理人の報酬に係る費用の額が一義的に定まることになる。すなわち、当事者の双方が1名の場合には、①訴訟物が一つの場合にはその目的の価額に応じて算出し、②訴訟物が複数の場合には費用法第4条第1項の規定による民事訴訟法第9条第1項の適用により、各訴訟物の価額を合算した額に応じて算出することとなる。

2 費用法第28条の3第2項は、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について共同の申立てがあった場合には、反訴について本訴とは別に訴訟代理人の報酬に係る費用の額を訴訟費用とするのではなく、本訴と反訴のそれにつき訴訟物の価額により訴訟代理人の報酬に係る費用の額を算出し、反訴の訴訟代理人の報酬に係る費用の額が本訴の訴訟代理人の報酬に係る費用の額を超える場合にのみ、その超える額を訴訟費用とすることとしたものである。

すなわち、本訴と反訴の目的が同じ場合には、事柄の性質上、反訴に係る訴訟費用は本訴に係る訴訟費用の中で、いわば既に評価されている関係に立つものと考えられるため、原則の例外を定めたものである。

3 費用法第28条の3第3項は、当事者の一方又は双方が数人ある場合（通常共同訴訟）の共同訴訟人の独立的地位にかんがみ、同条第1項の例外を定めたものであり、この場合には、同法第4条第1項の規定による民事訴訟法第9条第1項の適用を除外することを定めたものである。

すなわち、同項の適用により訴訟物の価額を合算して訴訟代理人の報酬に係る費用の額を算出した上で共同申立てをした当事者間の訴訟物の価額に応じた割合によって算出したのでは、通常共同訴訟における各当事者の独立的な地位にそぐわない結果となるため、同項の適用を除外し、共同申立てをした各当事者について各別に、各訴訟物に係る訴額に応じて訴訟費用となる額を算出するものとしたものである。

4 費用法第28条の3第4項は、当事者の一方又は双方が数人ある場合のうち、訴訟物につき共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合（必要的共同訴訟）の特殊性にかんがみ、同条第3項の例外を定めたものである。

この場合には、訴訟物自体に共同訴訟人が相互に極めて密接な利害関係（共有、合有、総有等）を有しており、各人は訴訟全体について個別の処分権を有しないことから、訴訟費用となる訴訟代理人の報酬に係る費用の額については、相手方当事者の数で除して得た額を負担するものとしたものである。

民訴費用法と民事訴訟法との関係について

1 民事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」という。）は、民事訴訟法によって決定される具体的な負担者・負担割合に従って各当事者が負担すべき訴訟費用の額を定める前提としての、訴訟費用となるべき費目及びその額の算出方法を定めるものであり、「民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等・・・が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は」と規定する費用法第2条の規定は、民事訴訟法等を適用して定められた具体的な負担者及び負担割合に従った訴訟費用の範囲を定めることを規定しているのではなく、抽象的に「負担者となるとしたならば負担することとなる訴訟費用の範囲」を定めているものと考えられる。

したがって、費用法の条文の中で民事訴訟法の具体的な負担者及び負担割合を定める規定を引用することは、民事訴訟法と費用法との間の関係（法律全体の役割分担等）の観点から相当ではないと考えられる。

2 そして、費用法第28条の3第4項についても、必要的共同訴訟において、民事訴訟法等の適用により具体的に定まった負担者の訴訟代理人の報酬に係る費用の額を定めるものではなく、抽象的に「負担者となるとしたならば負担することとなる」訴訟代理人の報酬に関する費用の額を定めるものである。

すなわち、必要的共同訴訟において、共同申立てをした当事者の一方が、相手方が選任した訴訟代理人の報酬に係る費用の額を負担者として負担することとなる場合に、その負担すべき当該費用の額は、同条第1項で算出された額を当該相手方当事者全員の数で除した額とするものである。

3 したがって、同条第4項の規定についても、同項は抽象的に「負担者となるとしたならば負担することとな」る訴訟代理人の報酬に係る費用の額を定める規定である以上、単に「その申立てをした当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額」と規定することが相当であり、民事訴訟法の具体的な規定を挙げることは妥当ではないと考えられる。

別表第三の費用額の定め方について

1 訴訟費用の性質

民事訴訟費用等に関する法律は、訴訟費用となるものの費目とその額の算定方法について定めているが、その額の算定方法については、訴訟費用が敗訴という結果のみによって負担を課される性質のものであることを考慮して、当事者間の費用負担の公平という見地から、一般的類型的に必要と認められる最低限度の額を定めるという観点で規定を置いている。

訴訟費用とされる訴訟代理人の報酬に係る費用の額についても、訴訟代理人を選任した場合に、一般的類型的に生じるであろう必要最低限度の額として定められる必要がある。

2 参考となる基準

このような観点から参考になるのは、民事法律扶助（資力が十分でない国民等に弁護士報酬等裁判手続の遂行に必要となる費用の立替払をする制度）の代理援助事件（弁護士等が訴訟代理人としての援助を行う事件）の着手金（着手金は事件が依頼者の希望する方向で解決したかどうかを問わずに、事件依頼に際して支払うのが慣例となっている）である。民事法律扶助の対象事件を担当した弁護士等への報酬については、業務規程に報酬の基準等を記載しなければならず、その場合において、当該報酬は、民事法律扶助事業が国民等を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならないとされ（民事法律扶助法第7条第2項），業務規程については法務大臣の認可を受けなければならないこととされている（同条第1項）。事件が依頼者の希望する方向で解決したか否かを問わず、また、資力が十分でない国民からも原則として償還を予定しているという点で、民事法律扶助の着手金の基準は一般的類型的に必要となるという観点から最も適切であると考えられる（民事法律扶助の代理援助事件の着手金の支出基準については別紙参照）。

そこで、別表第三では、訴え提起手数料と同様の算定方法を採りつつ、一定の段階ごとの訴額に応じたその算出額につき、民事法律扶助の着手金の基準を目安とした費用額の設定を行っている。

民事法律扶助事件では一般に訴額が高額になる事件は少なく、訴額が高額な事件への対応を考慮する必要性が低いが、訴訟代理人の報酬の敗訴者負担制度は、訴額が高額となる事件にも対応できるものでなければならず、敗訴者の負担となる額は、一般的類型的に必要最低限度の額と認められるものでなければならない。そこで、訴額1000万円を超える部分については、訴訟代理人の報酬が一般的に訴額が大きくなるほどその遞増率が低くなり、単純に訴額に応じて高額化するものではないことを考慮して、訴額10億円でその手数料の額とほぼ同額（300万円程度）となるようにし、訴額が著しく高額な場合にまで訴額に応じて訴訟代理人の報酬に係る費用の額を高額化させることは、当事者間の費用負担の公平という観点から問題を生じうるので、訴額10億円を超える部分についてはその額を増加させないこととしている。

別紙

民事法律扶助の代理援助事件の着手金の基準は以下のとおりである。

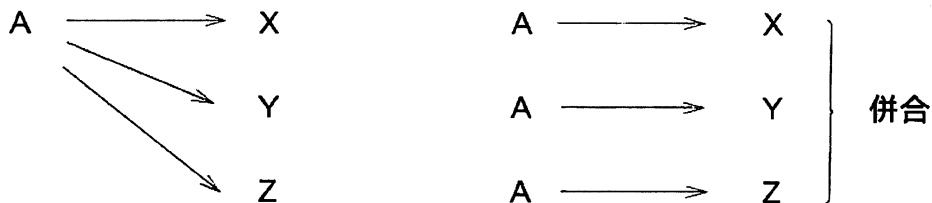
訴額 50万円未満	6万円
訴額 50万円以上 100万円未満	9万円
訴額 100万円以上 200万円未満	12万円
訴額 200万円以上 300万円未満	15万円
訴額 300万円以上 500万円未満	17万円
訴額 500万円以上 1000万円未満	20万円
訴額 1000万円以上	22万円

(事件の性質上、特に処理の困難なものについては、35万円まで支出することができる。)

敗訴者負担額の試算について

1 通常共同訴訟（訴訟物が複数の場合）

(1) 当事者が1人対複数の場合



【事例】

- 連帯債務者X、Y、Zに対して1,000万円請求
- 主債務者X、保証人Y、Zに対して1,000万円請求
- 手形の振出人X、Y、Zに対してそれぞれ1,000万円請求

ア AとXが共同の申立てをした場合

AX間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ① Aが勝訴した場合、Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。
- ② Aが敗訴した場合、Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ AとX及びAとYが共同の申立てをした場合

AX間に於いては、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

AY間に於いては、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Yに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに勝訴し、Yに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、Yに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがX、Yに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

ウ AとX、AとY及びAとZが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Z間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Y、Zに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴し、Y、Zに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに勝訴、Yに敗訴、Zに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

④ AがX、Yに勝訴し、Zに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑤ AがX、Yに敗訴し、Zに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

⑥ AがXに勝訴し、Y、Zに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑦ AがX、Yに敗訴し、Zに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑧ AがX、Y、Zに敗訴した場合

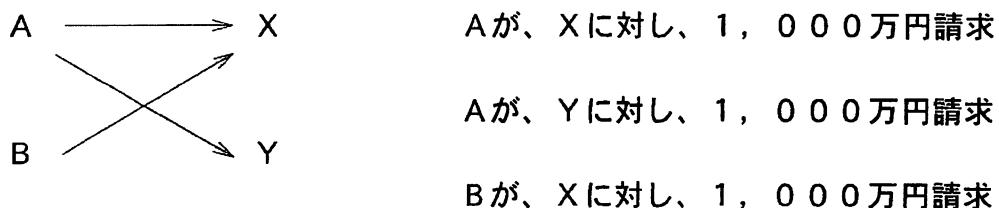
Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

※ 上記ア～ウの結論は、途中で分離されたとしても変わらない。

(2) 当事者が複数対複数の場合



ア AとX、AとY、BとXが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円となる。

B X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円となる。

① AがX、Yに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② AがX、Yに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに勝訴、Yに敗訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに勝訴、Yに敗訴し、BがXに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

⑤ AがXに敗訴、Yに勝訴し、BがXに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

⑥ AがXに敗訴、Yに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

⑦ AがX、Yに敗訴し、BがXに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

- Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。
Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。
- ⑧ AがX、Yに敗訴し、BがXに敗訴した場合
Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。
Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。
Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

イ AとX、AとYが共同の申立てをした場合

- A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。
- A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Yに勝訴した場合

- Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。
Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴、Yに勝訴した場合

- Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。
Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

ウ AとX、BとXが共同の申立てをした場合

- A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。
- B Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがXに勝訴し、BがXに勝訴した場合

- Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。
Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに勝訴し、BがXに敗訴した場合

- Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。
Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、BがXに勝訴した場合

- Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。
Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに敗訴し、BがXに敗訴した場合

- Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。
Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

エ AとXが共同の申立てをした場合

- A X間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがXに勝訴した場合

- Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

オ AとYが共同の申立てをした場合

A Y間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがYに勝訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがYに敗訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

カ BとXが共同の申立てをした場合

B X間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① BがXに勝訴した場合

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② BがXに敗訴した場合

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

※ 上記ア～カの結論は、併合、分離されても変わらない。

2 必要的共同訴訟（訴訟物が1個の場合）

(1) AがX、Yに対して共有物分割請求をする場合



- 訴訟物は1個であり、その訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円である。
 - Aが勝訴した場合、Aが請求できる額は30万円である。
 - X Y側が勝訴した場合、Xが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ 、Yが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ となる。

ア A X間で共同の申立てがあるとき

① Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② X Y側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、15万円を請求することができる。

イ まず、A X間で共同の申立てがあり、その後にA Y間で共同の申立てがあったとき。

① Aが勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに15万円、Yに15万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

② X、Yが勝訴した場合

Xは、Aに対し、 $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ を請求することができる。

Yは、Aに対し、 $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ を請求することができる。

ウ 当初からA X間及びA Y間で共同の申立てがあるとき

イと同じ

(2) A～CがX・Yに対して共有物分割請求をする場合



- 訴訟物は1個であり、その訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円である。

A・B・C側が勝訴した場合、Aが請求できる額は $30\text{万円} \div 3 = 10\text{万円}$ 、Bが請求できる額は $30\text{万円} \div 3 = 10\text{万円}$ 、Cが請求できる額は、 $30\text{万円} \div 3 = 10\text{万円}$ となる。

X・Y側が勝訴した場合、Xが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ 、Yが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ となる。

ア A・X間で共同の申立てがあるとき

① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、Xに対し、10万円を請求することができる。

② X・Y側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、15万円を請求することができる。

イ まず、A・X間で共同の申立てがあり、その後にA・Y間で共同の申立てをした場合

① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに5万円、Yに5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X、Yに連帯負担を命じることができる。）。

② X・Y側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、15万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、15万円を請求することができる。

ウ 当初からA・X間及びA・Y間で共同の申立てがあるとき
イと同じ。

エ まず、A・X間で共同の申立てがあり、その後にA・Y間、B・X間で共同の申立てがあった場合

① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、10万円を請求することができる。

② X・Y側が勝訴した場合

Xは、A・Bに対し、15万円を請求することができる。

Yは、A・Bに対し、15万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに7.5万円、Bに7.5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

オ 当初から、AX間、AY間、BX間で共同の申立てがあった場合
力と同じ。

カ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間、BX間、BY間で共同の申立てがあった場合

① ABC側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

Bは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

② XY側が勝訴した場合

Xは、A・Bに対し、15万円を請求することができる

Yは、A・Bに対し、15万円を請求することができる

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに7.5万円、Bに7.5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

キ 当初からAX間、AY間、BX間、BY間で共同の申立てがあった場合
力と同じ。

ク まず、AX間で共同の申立てがあり、その後に、AY間、BX間、BY間、CX間、CY間で共同の申立てがあった場合

① ABC側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる

Bは、X・Yに対し、10万円を請求することができる

Cは、X・Yに対し、10万円を請求することができる

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに5万円、Yに5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

② XY側が勝訴した場合

Xは、A・B・Cに対し、15万円を請求することができる。

Yは、A・B・Cに対し、15万円を請求することができる。

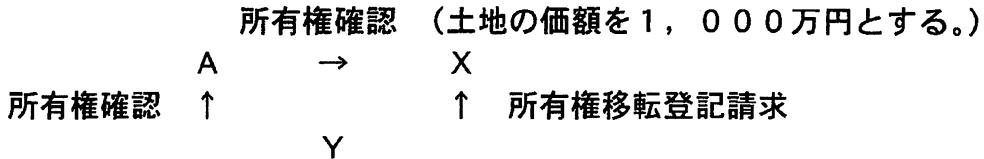
※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに5万円、Yに5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

ケ 当初から、AX間、AY間、BX間、BY間、CX間、CY間で共同の申立てがあった場合

クと同じ。

3 三面訴訟

●独立当事者参加（一応、勝訴敗訴の論理的関係は無視する。）



ア AとXが共同の申立てをした場合

A X 間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ① AがXに勝訴した場合
Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。
 - ② AがXに敗訴した場合
Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ AとYが共同の申立てをした場合

A Y間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ① AがYに勝訴した場合
Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。
 - ② AがYに敗訴した場合
Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

ウ XとYが共同の申立てをした場合

XY間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ① XがYに勝訴した場合
Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。
 - ② XがYに敗訴した場合
Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

エ AとX、AとYが共同の申立てをした場合

AX間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

AY間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ① AがX、Yに勝訴した場合
Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

② AがXに勝訴し、Yに敗訴した場合
Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、Yに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがX、Yに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

オ AとX、XとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

X Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがXに勝訴し、XがYに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに勝訴し、XがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、XがYに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに敗訴し、XがYに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

カ AとY、XとYが共同の申立てをした場合

A Y間については、訴訟物の価額の合計額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

X Y間については、訴訟物の価額の合計額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがYに勝訴し、XがYに勝訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがYに勝訴し、XがYに敗訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

③ AがYに敗訴し、XがYに勝訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがYに敗訴し、XがYに敗訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

キ AとX、XとY、AとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

X Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Yに勝訴し、XがYに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴し、XがYに勝訴し、AがYに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに勝訴し、XがYに敗訴し、AがYに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに勝訴し、XがYに敗訴し、AがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑤ AがXに敗訴し、XがYに敗訴し、AがYに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

⑥ AがXに勝訴し、XがYに敗訴し、AがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

⑦ AがXに敗訴し、XがYに勝訴し、AがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

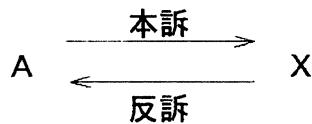
⑧ AがXに敗訴し、XがYに敗訴し、AがYに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

4 反訴



(1) 本訴とその目的を同じくする反訴の場合

① 本訴と反訴の訴額が同じ 1, 000万円

本訴の訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

反訴の訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、30万円となる。

ア 本訴についてのみ共同の申立てがある場合

Aが勝訴した場合、Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xが勝訴した場合、Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ 反訴についてのみ共同の申立てがある場合

aと同じ

ウ 本訴、反訴ともに共同の申立てがある場合

(ア) Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

(イ) Xが勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

② 本訴の訴額が 1, 000万円、反訴の訴額が 3, 000万円

本訴の訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、30万円となる。

反訴の訴額（3, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、36万円となる。

ア 本訴についてのみ共同の申立てがある場合

①のアと同じ

イ 反訴についてのみ共同の申立てがある場合

Aが勝訴した場合、Aは、Xに対し、36万円を請求することができる。

Xが勝訴した場合、Xは、Aに対し、36万円を請求することができる。

ウ 本訴、反訴ともに共同の申立てがある場合

(ア) Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、36万円を請求することができる。

(イ) Xが勝訴した場合

Xは、Aに対し、36万円を請求することができる。

(2) 本訴とその目的を同じくしない反訴の場合

① 本訴と反訴の訴額が同じ 1,000 万円

本訴の訴額 (1,000 万円) をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、30 万円となる。

反訴の訴額 (1,000 万円) をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、30 万円となる。

ア 本訴について共同の申立てがある場合

A が本訴に勝訴した場合、A は、X に対し、30 万円を請求することができる。

X が本訴に勝訴した場合、X は、A に対し、30 万円を請求することができる。

イ 反訴について共同の申立てがある場合

A が反訴に勝訴した場合、A は、X に対し、30 万円を請求することができる。

X が反訴に勝訴した場合、X は、A に対し、30 万円を請求することができる。

ウ 本訴、反訴ともに共同の申立てがある場合

(7) A が本訴、反訴に勝訴した場合

A は、X に対し、30 万円 + 30 万円 = 60 万円を請求することができる。

(イ) A が本訴に勝訴し、反訴に敗訴した場合

A は、X に対し、30 万円を請求することができる。

X は、A に対し、30 万円を請求することができる。

(ウ) A が本訴に敗訴し、反訴に勝訴した場合

X は、A に対し、30 万円を請求することができる。

A は、X に対し、30 万円を請求することができる。

(ア) A が本訴、反訴に敗訴した場合

X は、A に対し、30 万円 + 30 万円 = 60 万円を請求することができる。

② 本訴の訴額が 1,000 万円、反訴の訴額が 3,000 万円

本訴の訴額 (1,000 万円) をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、30 万円となる。

反訴の訴額 (3,000 万円) をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、36 万円となる。

ア 本訴について共同の申立てがある場合

①のアと同じ

イ 反訴について共同の申立てがある場合

A が反訴に勝訴した場合、A は、X に対し、36 万円を請求することができる。

X が反訴に勝訴した場合、X は、A に対し、36 万円を請求することができる。

ウ 本訴、反訴ともに共同の申立てがある場合

(7) Aが本訴、反訴に勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円+36万円=66万円を請求することができる。

(4) Aが本訴に勝訴し、反訴に敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Aに対し、36万円を請求することができる。

(5) Aが本訴に勝訴し、反訴に敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

(I) Aが本訴に敗訴し、反訴に勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Xに対し、36万円を請求することができる。

(オ) Aが本訴、反訴に敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円+36万円=66万円を請求することができる。

5 訴えの変更

A → X 1,000万円請求

共同の申立て後に訴えの変更

(1) 請求の減縮（500万円に減縮）の場合

変更後の訴額（500万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、20万円となる。

① Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、20万円を請求することができる。

② Xが勝訴した場合

Xは、Aに対し、20万円を請求することができる。

(2) 請求の拡張（2,000万円に拡張）の場合

① 変更後の請求について共同の申立てがあった場合

変更後の訴額（2,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、33万円となる。

ア Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、33万円を請求することができる。

イ Xが勝訴した場合

Xは、Aに対し、33万円を請求することができる。

② 変更後の請求について共同の申立てがない場合

変更前の訴額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

ア Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

イ Xが勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

(3) 訴えの追加的変更の場合

① 訴額が増加する場合 (変更後の訴額 2,000万円)

(2) の①と同じ

② 訴額が増加しない場合

(2) の②と同じ

(4) 訴えの交換的変更の場合

① 訴額が増加する場合 (変更後の訴額 2,000万円)

(2) の①と同じ

② 訴額が変わらない場合

(2) の②と同じ

③ 訴額が減少する場合 (変更後の訴額 500万円)

(1)と同じ

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律(仮称)用例メモ(16.02.05)

<28条の3第4関係>

相手方当事者

○国税通則法(昭和三十七年四月二日法律第六十六号)

(原告が行うべき証拠の申出)

第一百六条 国税に関する法律に基づく処分(更正決定等及び納税の告知に限る。以下この項において「課税処分」という。)に係る行政事件訴訟法第三条第二項(処分の取消しの訴え)に規定する処分の取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につき課税処分の基礎とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、相手方当事者となつた税務署長又は税関長が当該課税処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由によりその主張又は証拠の申出を遅滞なくすることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

2 (略)

○地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(原告が行うべき証拠の申出)

第十九条の十四 第十九条第一号、第三号、第五号若しくは第六号に掲げる処分又は加算金の決定に係る行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分の取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につきその処分の基礎とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、相手方当事者となつた地方団体の長又は第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所若しくは税務に関する事務所の長がその処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由によりその主張又は証拠の申出を遅滞なくすることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

2 (略)

の全員の

○民事訴訟法(平成八年六月二十六日法律第百九号)

(必要的共同訴訟)

(訴訟手続の中止及び受継)

第一百二十四条 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中止する。

この場合においては、それぞれ当該各号に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

一～五 (略)

六 選定当事者の全員の死亡その他の事由による資格の喪失選定者の全員
又は新たな選定当事者

2～5 (略)

○特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）
(管理協定の締結等)

第二十七条 地方公共団体は、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、保全調整池所有者等（当該保全調整池の敷地である土地（建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該保全調整池に係る部分）の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第三十一条において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該保全調整池の管理を行うことができる。

一～四 (略)

2 管理協定については、保全調整池所有者等の全員の合意がなければならない。

○資産の流動化に関する法律（平成十年六月十五日法律第百五号）
(資産流動化計画の変更)

第一百八条の二 特定目的会社は、社員総会の決議によらなければ資産流動化計画を変更することができない

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、特定目的会社は、次に掲げる場合には、資産流動化計画を変更することができる。

一 その変更の内容が内閣府令で定める軽微な内容である場合

二 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者（次項において「利害関係人」という。）の全員の当該変更に係る事前の承諾がある場合

三 (略)

4、5 (略)

○公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年十月五日法律第百十一号）

(委員会議)

第一百十九条 審査会の会務の処理（審査請求の事件の取扱いを除く。）は、

委員の全員の会議（以下この条において「委員会議」という。）の議決によるものとする。

2～6 (略)

○司法書士法（昭和二十五年五月二十二日法律第百九十七号）

（法人の代表）

第三十七条 司法書士法人の社員は、各自司法書士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に司法書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理関係業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自司法書士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に簡裁訴訟代理関係業務について司法書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

○地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

（職員団体の登録）

第五十三条

1、2 (略)

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

4～10 (略)

＜別表第3関係＞

○民事再生法第二百四十二条第三項の額を定める政令（平成十三年三月十六日政令第五十号）
(個人別生活費)

第二条 前条第一号の個人別生活費の額は、再生債務者及び被扶養者（法第二百四十二条第二項第七号に規定する扶養を受けるべき者をいう。以下同じ。）のそれぞれについての次の各号に掲げる居住地域の区分（別

表第一で定める居住地域の区分をいう。以下同じ。) に対応する当該各号に定める額の合計額とする。

- 一 第一区 別表第二の一の上欄に掲げる再生債務者又は被扶養者の年齢の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
- 二～六 (略)
- 2 (略)

別表第二の一 第一区における個人別生活費の表 (第二条関係)

上欄	下欄
二歳未満	二十七万九千円
二歳	三十一万円
(中略)	
七十歳以上	六十二万四千円

(勤労必要経費)

第六条 第一条第五号の勤労必要経費の額は、再生債務者の収入が勤労に基づいて得たものである場合には、再生債務者の次の各号に掲げる居住地域の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第一区及び第二区 別表第七の一の上欄に掲げる収入額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
- 二 第三区及び第四区 別表第七の二の上欄に掲げる収入額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
- 三 第五区及び第六区 四十五万五千円
- 2、3 (略)

別表第七の一 第一区及び第二区における勤労必要経費の表 (第六条関係)

上欄	下欄
二百万円未満	四十九万円
二百万円以上二百五十万円未満	五十二万五千円
二百五十万円以上	五十五万五千円

別表第七の二 第三区及び第四区における勤労必要経費の表 (第六条関係)

上欄	下欄
二百万円未満	四十七万六千円
二百万円以上	五十万五千円

○道路交通法 (昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)

(通則)

第百二十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表の上欄に掲げるものであつて、車両等 (重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。) の運転者がしたものをいい、その種別は、

政令で定める。

2 (略)

3 この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表に定める金額をこえない範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

(反則者に係る保護事件)

第一百三十条の二 家庭裁判所は、前条本文に規定する通告があつた事件について審判を開始した場合において、相当と認めるときは、期限を定めて反則金の納付を指示することができる。この場合において、その反則金の額は、第百二十五条第三項の規定にかかわらず、別表に定める金額をこえない範囲内において家庭裁判所が定める額とする。

2、3 (略)

別表（第百二十五条、第百三十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第百十八条第一項第一号又は第二項の罪に当たる行為（第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為を除く。）	大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車（以下「大型自動車等」という。）	五万円
	普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「普通自動車等」という。）	四万円
	小型特殊自動車及び原動機付自転車（以下「小型特殊自動車等」という。）	三万円
(以下略)		

備考

反則金の限度額は、この表の上欄に掲げる反則行為の区分及びこの表の中欄に掲げる反則行為に係る車両等の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。

○道路交通法施行令（昭和三十五年十月十一日政令第二百七十号）

第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその

他の違反行為（その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれぞれについて別表第一の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとする。

表一

違反行為	自動車の使用者に対する指示	罪
法第二十二条の二第一項に規定する最高速度違反行為	法第二十二条の二第一項に規定による指示	法第百十八条第一項第一号又は第二項の罪
法第七十五条第一項第七号に規定する放置行為	法第五十一条の四（法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による指示	法第百十九条の二第一項第一号若しくは第二号又は第二項の罪
法第五十八条の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為	法第五十八条の四の規定による指示	法第百十八条第一項第二号の罪
法第六十六条の二第一項に規定する過労運転	法第六十六条の二第一項の規定による指示	法第百十七条の四第三号の罪

表二

前歴の回数	点数
なし	六点
一回	四点
二回以上	二点

備考 この表において「前歴の回数」とは、違反行為関係累計点数に係る当該違反行為が行われた日を起算日とする過去一年以内に当該違反行為に係る自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、法第七十五条第二項又は法第七十五条の二第一項の規定による公安委員会の命令（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。次項において「使用制限命令」と総称する。）を受けた回数をいう。

表三

自動車の種類	期間
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	三月
普通自動車	二月
大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車	一月

2 (略)

別表第一（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

一 違反行為に対する基礎点数

違反行為の種別	点数
酒酔い運転、麻薬等運転又は共同危険行為等禁止違反	二十五点
酒気帯び（〇・二五以上）無免許運転	二十三点
酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転	二十点
(以下略)	

二 違反行為に付する付加点数（交通事故の場合）

交通事故の種別	交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合における点数	中欄に規定する場合以外の場合における点数
人の死亡に係る交通事故	二十点	十三点
(以下略)		

三 違反行為に付する付加点数（交通事故の場合の措置義務違反をした場合）

措置義務違反の種別	点数
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における法第七十二条第一項前段の規定に違反する行為	二十三点
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における法第七十二条第一項前段の規定に違反する行為	五点

備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 一の表の上欄に掲げる違反行為の種別に応じ、同表の下欄に掲げる点数とする。この場合において、同時に二以上の種別の違反行為に当たるときは、これらの違反行為の点数のうち最も高い点数（同じ点数のときは、その点数）によるものとする。

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合には、次に定めるところによる。

(イ) 1による点数に、二の表の区分に応じ同表の中欄又は下欄に掲げる点数を加えた点数とする。ただし、当該交通事故が建造物以外の物

の損壊のみに係るものであるときは、1による点数とする。

(四) 法第七十二条第一項前段の規定に違反したときは、(イ)による点数に、三の表の上欄に掲げる措置義務違反の種別に応じ同表の下欄に掲げる点数を加えた点数とする。

3 故意による人の死傷若しくは建造物の損壊に係る違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合又は刑法第二百八条の二の罪に当たる行為（違反行為に該当するものに限る。）をした場合には、1及び2の規定にかかわらず、四十五点とする。

二 (略)

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）

（在留資格及び在留期間）

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 (略)

（在留）

第十九条 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行つてはならない。

- 一 別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 当該在留資格に応じこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他 の法務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を受ける活動
- 二 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動
- 2 法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

3 (略)

別表第一（第二条の二、第十九条関係）

一

在留資格	本邦において行うことができる活動
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

別表第一の二、同三、同四、別表第二（略）